



保 福 第 390 号
令和 3 年 9 月 28 日
(保健医療福祉課扱い)

各医療機関 管理者 様

鹿児島県くらし保健福祉部長

「まん延防止等重点措置」の解除等について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力をいただき感謝申し上げます。

本日、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第4項の規定に基づき、本県に対するまん延防止等重点措置の適用を9月30日をもって解除することを決定しました。

また、本日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、10月1日をもって感染拡大の警戒基準をステージⅣからステージⅢに引き下げ、8月13日に発令した「鹿児島県緊急事態宣言」については「感染拡大警戒期間」に移行することを決定しました。

本県の感染状況は大きく改善していますが、デルタ株の感染力は非常に強く、引き続き警戒が必要であることから、これまで送付している通知（令和3年9月10日付け保福第350号など）を御確認の上、今後も感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

なお、まん延防止等重点措置の解除等に関する知事メッセージにつきましては、近々県ホームページに掲載される予定ですので、参考にしてください。

○県ホームページアドレス（参考）

<https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/index.html>

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症

連絡先

保健医療福祉課医務係 原

電 話：099-286-2707

E-mail：imushika@pref.kagoshima.lg.jp